

# 久万高原町郵便入札心得

久万高原町総務課  
財政管財班

## (目的)

- 1 この心得は、久万高原町が実施する入札において、守らなければならない事項を定めるものとする。

## (対象)

- 2 この心得は、久万高原町が発注する一般競争入札及び指名競争入札の物品・役務を対象とする。  
なお、2回の入札による落札者がいないときに見積に移行する場合にも、この心得を準用できるものとする。

## (郵便入札)

- 3 郵便により入札に参加する場合は、次の方法により行わなければならない。
  - (1) 入札書に記名押印の上、申し込まなければならない。
  - (2) 入札書に記載する日付は、入札日とすること。
  - (3) 入札書は封かんしなければならない。内封筒は別紙1のとおりとし、封筒の表に札回数、会社所在地、会社名、代表者名、入札結果連絡先を記入し、押印（裏面に割印）しなければならない。  
なお、共同企業体の場合は、企業体名及び代表者の所在地、会社名、代表者名及び入札結果連絡先を記入し、押印（裏面に割印）しなければならない。
  - (4) 入札回数毎の内封筒を外封筒（別紙2のとおり。以下「封書」という。）に入れ、久万高原町役場総務課財政管財班宛に書留郵便で提出しなければならない。なお、札開封の第2回目、見積りが同封されていない場合は、該当の回数分は辞退として取扱い、予定価格を下回る入札者が現れるまで、入札回数は2回、見積回数は1回を限度として開札を行う。
  - (5) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。
    - ① 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。  
ア 入札執行前であっても、入札辞退届を入札事務担当者に持参又は郵送（提出期限まで）により提出して行う。
    - ② 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、繰り返し入札を辞退、入札又は辞退の意思表示がなく提出期限までに入札書（辞退届）が届かない等、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。

## (郵便入札の提出期限)

- 4 郵便による提出期限は、入札通知書等で別途定める。

## (無効の入札)

- 5 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 期限までに到達しない封書
  - (2) 封書又は同じ回数の入札書封筒が2通以上のとき。
  - (3) 同じ入札書封筒の中の入札書が2通以上のとき。
  - (4) 入札書封筒に記名押印がないとき。
  - (5) 入札公告の条件を満たさないとき。
  - (6) 書留郵便以外の方法で提出されたとき。ただし、久万高原町役場（総務課財政管財班）に期

限までに直接持参することはよいものとする。

(入札書の引換等の禁止)

6 一度提出された封書の引換え、変更又は取消はできない。

(入札及び開札の執行)

7 郵便で参加した入札者の開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者に代わって、当該事務に関係のない久万高原町職員を立ち合わせて行うものとする。

(同価格の入札者が2人以上あるときの落札者の決定)

8 落札となるべき同価格の入札が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定することとし、郵便で参加した入札者がこれに該当するときは、7に規定する入札事務に関係のない久万高原町職員が入札者に代わって行うものとする。

(入札結果の連絡)

9 郵便入札参加者には、電話、FAX又は電子メールで入札結果を連絡するものとする。

(入札の延期)

10 自然災害による通行止め等の交通障害により、郵送業務が停止し期日までに郵便が届かない事象が発生した場合、直ちに入札参加者へ開札予定日を延期する旨を通知し、入札書がすべて揃い次第開札することとする。